

大東交番

令和 7 年 4 月 18 日 第 8 号

# 交番速報

掛川警察署  
大東交番 72-2535  
発行責任者 交番長  
作成 相談員・勤務員



# WARNING

飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！が基本です

## 飲酒運転根絶！

飲酒運転は悪質な交通犯罪です

| 違反名    | 刑事処分                    | 行政処分(違反点数)                             |
|--------|-------------------------|----------------------------------------|
| 酒酔い運転  | 5年以下の懲役又は<br>100万円以下の罰金 | 35点 → 免許取消し                            |
| 酒気帯び運転 | 3年以下の懲役又は<br>50万円以下の罰金  | 呼気10当たりアルコール濃度が0.25mg以上<br>25点 → 免許取消し |



### 運転手だけじゃない

車で  
来てるんです。

ちょっとくらい  
いいじゃない。  
飲酒運転したって  
大丈夫よ。

ちょっと送って〜。

○酒酔い運転の車に同乗すると  
3年以下の懲役又は50万円  
以下の罰金

○運転手が酒酔い運転  
→ お酒を勧めた人も3年以下の  
懲役又は50万円以下の罰金

## 酒を提供した人、同乗した人なども罪に問われます。

- ★ 一緒に飲酒する皆さんへ  
仲間内から飲酒運転の犯罪者を出さないよう、互いに注意しましょう！  
飲酒運転車両に同乗したり、飲酒した人に車両を貸すのも犯罪です！
- ★ 酒類を提供する飲食店へ  
お酒を提供する際には、車両使用の有無を確認してください！